開会　午前１０時００分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君）　おはようございます。

　　ただいまの出席議員数は12人であります。

　　よって、定足数に達しております。

　　ただいまから平成30年第５回小坂町議会定例会を開会いたします。

　　直ちに本日の会議を開きます。

────────────────────────────────────────────

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君）　日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

　　今期定例会において、８月29日開催の議会運営委員会までに受理した陳情はお手元に配付の陳情の写しのとおりであり、陳情第６号　消費税増税10％引き上げ中止を国に求める意見書提出の陳情書は、総務福祉常任委員会に、陳情第７号　食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しを求める陳情は、産業教育常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

────────────────────────────────────────────

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

　　会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、２番、船水隆一君、３番、本田佳子君を指名いたします。

────────────────────────────────────────────

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

　　会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

　　委員長。

○議会運営委員長（鹿兒島　巖君）　おはようございます。

　　議会運営委員会からご提案をいたします。

　　本定例会についての議会運営委員会を８月29日に開催いたしました。

　　本定例会に係る案件は、認定１件、報告１件、補正予算３件、陳情２件となっており、定例会中の追加予定案件が９件であります。

　　したがいまして、議会運営委員会といたしましては、第１日、９月６日木曜を初日本会議、第２日、９月７日金曜は一般質問を行い、終了後に常任委員会と議会運営委員会を開催する。第３日目と第４日目は土日のため休会とし、第５日目、週明けの９月10日月曜から第７日12日水曜日までは決算特別委員会とし、第８日、９月13日木曜は事務整理等のため休会、そして、第９日目、９月14日金曜を最終日本会議とした会期を９日間とすることを提案いたします。

　　以上であります。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日から９月14日までの９日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議がないものと認めます。

　　よって、本定例会の会期は９日間と決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君）　日程第３、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

　　まず、町長からお受けいたします。

　　町長。

○町長（細越　満君）　おはようございます。

　　本日は、第５回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、ご参会を賜り、まことにありがとうございます。

　　本日提出いたしますのは、決算の認定１件と、報告１件、議案として補正予算４件の計６件であります。なお、会期中に人事案件をご提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、ご慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

　　それでは、議案の審議に先立ちまして、６月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

　　初めに、平成30年度普通交付税交付額の決定についてご報告申し上げます。

　　総務省は、７月24日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、平成30年度普通交付税大綱について閣議報告をいたしました。

　　全国の市町村分のうち、財源不足団体の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で2.7％の減、臨時財政対策債発行可能額で1.5％の減で、合わせた実質的な交付税は2.5％の減となっています。

　　秋田県における市町村分の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で2.2％の減、臨時財政対策債発行可能額で0.9％の増で、合わせた実質的な交付税は2.0％の減となっています。

　　小坂町においては、普通交付税交付決定額は15億8,407万1,000円で、前年度当初算定費17億412万6,000円と比較し、１億2,005万5,000円、7.0％の減となっています。また、臨時財政対策債発行可能額は１億1,485万6,000円で、対前年度比873万3,000円、7.0％の減となっております。この２つを合わせた実質的な交付税では、対前年度比１億2,878万8,000円、7.0％の減となっています。

　　当町の場合、基準財政需要額では、国の地方財政計画に基づく地域経済・雇用対策費の廃止及び包括算定経費の減と個別算定経費が増となったものの、公債費において平成26年度に発行した明治百年通りにぎわい創出事業等に係る過疎対策事業債の元利償還金の増に伴い、交付税措置分70％相当額について1,138万4,000円の増などから、総額では対前年度比1,908万7,000円の減にとどまりました。基準財政収入額においては、法人税割額が前年度の調定実績に基づき算定されることから、この税目の基準税額は、過年度精算分も含め１億552万9,000円の増となり、総額で対前年度比１億286万4,000円の増となっております。

　　小坂町における普通交付税交付額の減については、法人税割の算定額の増がその主な要因であります。

　　臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として発行するもので、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されます。

　　平成30年度予算において、普通交付税額は15億円、臨時財政対策債は１億1,000万円を計上いたしたことから、これらを合わせた留保財源は8,892万7,000円となっております。

　　以上、平成30年度の普通交付税の交付額等の決定についてご報告いたします。

　　次に、地域おこし協力隊員の委嘱についてご報告申し上げます。

　　平成28年度から、小坂町に居住して地域ブランドや地場産品の開発、販売、ＰＲ等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、小坂町への定住、定着を図っていただくために、地域おこし協力隊員を募集してまいりました。

　　今年２月に１名から応募があり、３月の面接を経て７月２日付で小坂町第１号の地域おこし協力隊員として、宮地俊幸さんに委嘱状を交付いたしました。

　　宮地さんは滋賀県大津市出身で、６月末までは埼玉県草加市で企業に勤務していて、数年前から農業参入の道を模索していた中で、昨年11月19日に東京都の東京国際フォーラムで開催された「地域の魅力発信＆移住交流フェア」に来場されて小坂町の募集を知り、応募するきっかけとなったようであります。

　　活動内容はブドウ栽培、産直施設や小坂七滝ワイナリーでの補助業務となりますが、将来はブドウ農家としての独立を目指していて、農家の担い手として期待されております。また、農業以外にもワインづくりやマーケティングにも取り組みたいと前向きな好青年ですので、皆様には気軽に声をかけて励ましていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

　　次に、普通共用林野の運営状況についてご報告申し上げます。

　　関門設置場所につきましては、今年も樹海ライン沿いの５カ所で実施いたしました。

　　徴収期間は５月25日から６月20日までの27日間でありました。

　　期間中の入林者数につきましては延べ人数で、町外者3,430名、町内者755名、計4,185名という結果となり、これを昨年の実績と比べますと、町外者は106名の増、町内者は162名の増、計268名の増となりました。

　　なお、入林許可証は316名の町民に交付しております。

　　収支状況につきましては、年度途中であることから、決算見込みとして報告を受けておりますが、収入が約403万円に対し支出は351万円、およそ52万円ほどの黒字となる見込みでございます。

　　次に、熊の目撃情報、被害状況等についてご報告申し上げます。

　　８月13日現在において、本町での熊の目撃通報件数は41件となっており、被害状況については、養蜂箱７箱が被害に遭っております。県内各地の人身被害による影響で、町民の熊に対する警戒が強まり、目撃通報件数が昨年同期よりも増加しております。

　　町では通報を受け、鹿角警察署や小坂町猟友会と情報連絡をとり、状況確認とともに看板の設置やメール配信、近くの自治会へのチラシ配布等で注意を呼びかけております。

　　捕獲用のおりの設置については猟友会と相談の上、鹿角地域振興局に許可申請を行い、許可後、猟友会からおりの設置と見回りについて協力をいただいているところでございます。また、今年度から許可権限の一部が市町村へ委譲となり、人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合は、市町村権限で許可を出しております。

　　捕獲頭数については、６月30日に小坂パーキング付近で１頭、７月９日から８月11日までに魁地区で８頭、計９頭を捕獲しております。

　　おりの設置のほかに新たな熊対策として、動物駆逐用煙火「轟音玉」を購入いたしました。爆竹よりもはるかに大きな音が出ることから、熊の追い払いに効果があると期待されております。

　　山の餌が不足しているためか、人里への出没がふえております。５月から７月にかけては、桜の実や桑の実等を食べに町内各地に出没しているようであります。今後は農作物の実りを迎えるため、畑への出没がふえてくることが予想されます。被害に遭わないためには、町民一人一人の注意が大事となりますが、全県的に熊の目撃通報や被害通報が多いことから、町では鹿角警察署や猟友会と協力して、これまで以上に注意喚起の呼びかけを広報や看板、メール配信等々により行ってまいります。

　　続いて、当日配付分についてご報告申し上げます。

　　次に、バレイショの試験作付についてご報告申し上げます。

　　本年３月27日に小坂町農林班と鹿角地域振興局農林部農業振興普及課、秋田県東京事務所あきた売込み課のほか、ポークランドグループと当町で大規模畑作経営を行っている農業法人大地をメンバーとする小坂町加工用馬鈴薯試作協議会を立ち上げ、町内の真木平地内１haを試験圃場として加工用バレイショの試験栽培を行いました。

　　これまでの経過は次のとおりでございます。

　　４月10日、昨年購入して保存していた種芋２種類「オホーツクチップ」と「とよしろ」を薬液消毒して20日程度、乾燥及び浴光催芽し、５月１日から２日の２日間で真木平の試験圃場に植えつけを行いました。

　　その後、栽培管理については５月11日から16日の２日間で除草剤の散布を行い、除草剤散布については６月７日、６月22日、７月16日、７月24日の計４回行いました。また、６月19日にはカルチによる機械除草も行っております。

　　なお、植えつけた栽培管理や収穫等の各作業を行うに当たり、カルビーポテト株式会社のほかに、紹介いただいた生産者に出向き、大型機械の作業状況の視察や研修をするとともに、植えつけ時は当町の試験圃場に大型機械を借り入れて行いました。

　　８月20日時点では、収穫に向けた生育状態分析をカルビーポテト株式会社に依頼中であります。その結果によって収穫の可否が判断されるため、収量その他については確定しておりませんが、今後、実施される収穫も含めたこれまでのデータを精査し、協議会でその成果を整理して来年度に生かしていきたいと考えております。

　　次に、水稲生育状況についてご報告申し上げます。

　　鹿角地域振興局農林部農業振興普及課の調査によりますと、ことしの水稲につきましては、６月中旬に低温期間があり生育が一時停滞したものの、その後の気象はおおむね良好に推移したことから、出穂期は平年の８月６日よりやや早い８月４日となりました。生育は順調であります。中干し期間の降雨により十分に中干しが行われなかった圃場があります。そのような圃場では土壌が緩くなり、倒伏が懸念されております。

　　８月17日に実施した水稲定点調査では、１㎡当たりの穂数が485本で平年比103％、１穂当たりの着粒数は70.5粒で平年比104％、１㎡当たりの総もみ数は３万4,042粒で平年比107％となり、平年より多い状況にあります。

　　病害虫につきましては、一部の圃場で葉いもち病が多発しているほか、班点米カメムシ類が水田内にヒエ等の雑草が発生している圃場で多発している状況であります。８月上旬よりカメムシ類防除及びいもち病防除のための薬剤散布が行われております。

　　また、カドミウム汚染米防止のための湛水管理終了後は、収穫に向けて圃場の排水を確実に行い、刈り取り適期を逃さないよう、良質米生産へ向け注意を喚起してまいります。

　　次に、第55回秋田県消防操法大会についてご報告申し上げます。

　　秋田県消防操法大会が、去る９月１日に由利本荘市の秋田県消防学校を会場に行われ、小坂町消防団第４分団上川原班が秋田県消防協会鹿角支部を代表して小型ポンプの部に出場いたしました。上川原班の出場した今大会の成績は、僅差で２位となりました。

　　上川原班は６月24日に行われた小坂町消防訓練大会で優勝し、続く７月１日に行われた秋田県消防協会鹿角支部消防訓練大会でも見事優勝し、昨年に引き続き鹿角支部代表として秋田県消防操法大会を勝ち取ることができました。

　　また、２位には第４分団荒川班が入賞し、鹿角支部消防訓練大会の小型ポンプの部で小坂町消防団が上位を独占いたしました。

　　上川原班の県操法大会の出場は７年連続11度目となり、うち全県優勝１回、準優勝１回を果たしております。今回の大会でも優勝を目指して、７月下旬から大会前日まで約１カ月間の長期間にわたり鹿角広域消防署の操法指導員から指導を受け、早朝の訓練を積み重ねてまいりました。

　　消防団全体としても団長を初めとする協力体制のもと、各団員が交代で練習の補助や激励を行い、出場隊の訓練を長期間にわたって支えてまいりました。

　　今回の県操法大会小型ポンプの部は９チーム中５番目の出場順で、優勝候補より後の操法実施に各操作員にはプレッシャーがかかる順番となりました。結果として１位と２点という僅差での２位という残念な結果になりましたが、これまで積み重ねてきた技術、気力、団結力は優勝した出場隊と比較しても決してひけをとるものではありませんでした。

　　また、全県大会の常連として恥ずかしくない成績を残すことができ、来年度以降に期待を寄せるものでございます。今後も他の分団と切磋琢磨して競い合い、消防団全体の技術の向上を図っていきたいと希望しておるところでございます。

　　以上をもって、私から町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　次に、教育委員会教育長。

○教育長（熊谷隆益君）　おはようございます。

　　教育行政について３点ご報告申し上げます。

　　最初に、鹿角地区教科用図書採択協議会の審議結果と、それに基づく町教育委員会の決定についてご報告申し上げます。

　　本採択協議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、平成31年度に小坂町立、鹿角市立の各小学校、各中学校で使用する教科書について、小坂町、鹿角市両教育委員会が協議して、同一の教科書を採択することを目的として設置されたものです。委員は、小坂町、鹿角市の全教育委員と保護者代表の合わせて12名で構成され、６月１日に採択協議会が設置されました。

　　平成31年度から使用する中学校の教科書は特別の教科道徳で、８社の教科書会社の発行する教科書があり、その中から内容の選択と取り扱い、構成・配列・表記、創意工夫の観点から、鹿角地区の生徒の生活・経験や興味・能力に適しており、豊かな人間性を育むためにふさわしいものであるかについて調査・研究・審議が行われました。審議される教科書の調査研究を行うため教諭による調査委員会を設け、７月23日に開催された第３回採択協議会において、調査委員会でまとめられた内容について報告があり、質疑応答の後、審議され、中学校で使用する特別の教科道徳の発行会社が決定されました。

　　また、平成31年度に使用する小学校の道徳を除く教科書については、平成32年度の新学習指導要領実施に伴い、来年度に改めて平成32年度から使用する教科書の採択をすることになることから、現在使用している教科書とすることが決定されました。

　　その後、町教育委員会が開催され、町として正式に採択決定いたしました。

　　次に、町の外国語指導助手（ＡＬＴ）の交代についてご報告申し上げます。

　　平成27年８月に５代目ＡＬＴとして赴任した前任のハンナ・アシュリー・フィリップスさんは、外国語指導助手として主に中学校で活躍し、３年間にわたり中学生の英語力向上や町民の国際理解や語学力の向上に力を尽くしてくださいました。特に、平成32年度から実施される小学校での英語の教科化に向け先行実施している小学校での外国語活動では、楽しみながら学べる授業づくりに励まれ、児童からも大変好評でした。

　　また、お母様が秋田県由利本荘市のご出身ということで日本語が堪能であり、県の事業にも積極的に参加し、ＡＬＴとしても高い評価を得ました。

　　明るく朗らかなハンナさんは８月２日、卒業生を含めた多くの生徒たちに見送られ離町されました。離町に当たり、３年間町民の皆様からお世話になり、温かく接していただいたことに心から感謝しておりました。

　　後任のキンバリー・キャサリン・バルトスさんはアメリカ、イリノイ州出身の25歳の女性です。

　　キンバリーさんは８月１日から小坂町に居住しており、早速８月４日、５日に開催された小坂七夕祭に参加し、小・中学生、町民とも交流いたしました。

　　日本語はまだふなれですが、和太鼓が大好きで日本の歴史や文化にとても興味があり、いろいろなことを勉強したいと張り切っております。

　　２学期から小坂中学校に勤務し授業をしております。

　　笑顔のすてきなキンバリーさんですので、皆様には温かく親しく接していただければ幸いに存じます。

　　最後に、小坂小学校、中学校の児童、生徒の活躍についてご報告申し上げます。

　　県北吹奏楽コンクールで金賞を受賞した小坂中学校吹奏楽部は、８月２日に行われた全日本吹奏楽コンクール第60回秋田県大会に、また、小坂小学校スクールバンド部は８月５日に行われた第26回秋田県小学校バンドフェスティバルに出場いたしました。どちらも一昨年、昨年に引き続きの県大会であり、一人一人の演奏技術が向上している結果と考えております。

　　スポーツでは女子ミニバスケットボールスポーツ少年団小坂レッドウェーブが、鹿角ミニバスケットボール大会で２連覇し、全県大会への出場を果たしました。８月１日に行われた全県大会では１回戦で惜敗いたしましたが、子供たちは次の大会に向けて練習を再開しております。

　　また、８月７日から９日まで、北上総合運動公園陸上競技場で行われた第39回東北中学校陸上競技大会1,500ｍで、小坂中学校３年の山口真玄さんが、僅差で決勝進出を逃したものの、暑さの中自己ベストを更新し、健闘いたしました。

　　さらに、秋田市八橋陸上競技場で行われました全国小学生陸上競技交流大会秋田県大会におきまして、５年女子100ｍで阿部梨々愛さんが２位、男子走り高跳びで６年熊谷光輝さんが３位となったほか、６年女子100ｍ、女子800ｍで入賞者を出し、すばらしい活躍を見せてくれました。なお、阿部梨々愛さんは函館市で開催した東日本都道府県小学校陸上競技交流大会に、５年女子100ｍの秋田県代表として出場し、健闘いたしました。

　　また、８月25日に開催した男子第40回、女子第28回鹿角中学校総合体育大会駅伝競走大会では、男子が６区間中５区間で区間賞をとるなど圧倒的な走りを見せ初優勝、女子が３位という好成績をおさめました。男子は９月２日第50回八郎潟干拓記念駅伝競走大会にも出場し、優勝は逃したものの２位に入りました。

　　このような結果は、10月７日に開催される秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！に向けて大きな弾みになり、また、地域を一つにしてくれるものです。

　　子供たちが自信を持って何事にもチャレンジしていけるよう、子供たちの活躍の場を広げながら、今後とも支援してまいります。

　　以上、ご報告申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これで、町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

────────────────────────────────────────────

◎認定第１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君）　日程第４、認定第１号　平成29年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、決算内容及び別紙意見書の朗読についてはこれを省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　認定第１号　平成29年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び小坂町水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

　　上程させていただきました一般会計と９つの特別会計及び水道会計の平成29年度歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第２項の規定によります小坂町監査委員の審査が完了いたしましたので、同条第３項及び第５項の規定により、監査委員の決算審査意見書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書並びに地方自治法施行令第166条第２項に規定する決算附属書類とともに提出いたしますので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定を賜りたくお願いを申し上げます。

　　それでは、平成29年度小坂町一般会計歳入歳出決算からご説明いたします。

　　一般会計歳入歳出決算は、平成28年度繰越明許費として議決いただきました９件を含む予算額48億2,203万2,000円に対し、歳入決算は48億4,315万3,371円、歳出決算額は47億2,179万4,527円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は１億2,135万8,844円の黒字となります。このうち、707万2,000円が平成30年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は１億1,428万6,844円の黒字決算となりました。

　　歳入総額は前年度より３億395万1,000円、率にして6.7％の増となりました。この要因の主なものは、普通交付税が２億1,000万円、14.1％、町債１億5,000万円、44.1％とそれぞれ大幅に増加したことにあります。

　　町税全体では、前年度比4,909万1,000円、7.1％の増となりました。

　　地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせて前年度比１億9,930万9,000円、10.7％の増となりました。

　　使用料は、小坂鉄道レールパークの使用料が施設の指定管理に伴い管理事業所へ移ったことから、総額で前年度比1,947万3,000円、28.9％の減となりました。

　　国庫支出金は、社会資本整備総合交付金の減少により、前年度比１億1,565万5,000円、28.7％の減となりました。

　　県支出金は、あきた未来づくり交付金の減少などにより、前年度比251万3,000円、1.0％の減となりました。

　　寄附金は、ふるさと納税などの減少により、前年度比845万4,000円、18.7％の減となりました。

　　基金繰入金は、不足する財源を調整したことにより、財政調整基金と減債基金を合わせて、前年度比4,103万6,000円、10.0％の増となる４億5,020万円を繰り入れました。

　　町債は、町営住宅整備事業債などの増により、前年度比１億4,979万4,000円、44.1％の増となりました。

　　なお、普通交付税の補塡分として発行されます臨時財政対策債は、前年度比で2,439万4,000円、24.6％の増加となりました。

　　また、収入未済額につきましては、町税と使用料、財産貸付収入において発生しており、町民負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点から、今後も厳正かつ的確な対応を講じてまいります。

　　次に、歳出でございますが、歳出総額は前年度より３億1,525万8,000円、7.2％の増となりました。この要因の主なものは、農業費が前年度比8,363万6,000円増の、社会教育費が前年度比１億6,000万円増加したことによるものであります。

　　目的別では、前年度に対し議会費が78万4,000円、1.1％の減、総務費が2,912万4,000円、3.2％の増、民生費が2,446万5,000円、2.7％の増、衛生費が4,894万7,000円、11.8％の減、労働費が12万3,000円、0.4％の減、農林水産業費が8,518万6,000円、58.1％の増、商工費が4,546万8,000円、16.3％の減、土木費が145万円、0.2％の増、消防費が1,146万3,000円、6.8％の減、教育費が１億8,363万3,000円、62.4％の増、公債費が9,506万8,000円、21.8％の増となりました。

　　また、平成29年度末における地方債現在高は50億5,241万8,000円となり、前年度より921万7,000円減少いたしました。

　　一方、財政調整基金と減債基金を合わせた残高は14億8,466万9,000円となり、前年度より2,346万7,000円増加いたしました。

　　続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

　　初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、予算額７億7,356万3,000円に対し、歳入決算額は７億7,766万3,600円、歳出決算額は７億3,916万5,151円で、実質収支額は3,849万8,449円の黒字となり、平成30年度へ繰り越しいたしました。

　　歳入の主なものは、国民健康保険税が前年度比356万5,000円、3.7％の減の9,255万9,000円、国庫支出金が前年度比4,071万9,000円、22.3％減の１億4,192万4,000円、前期高齢者交付金が前年度比2,269万6,000円、9.7％増の２億5,570万8,000円、共同事業交付金が前年度比1,258万5,000円、8.1％減の１億4,183万6,000円となりました。

　　また、一般会計からの繰入金は前年度比256万4,000円、4.8％減の5,111万2,000円でありました。

　　歳出の主なものは、保険給付費が前年度比1,134万円、2.4％減の４億5,401万3,000円、後期高齢者支援金が前年度比321万2,000円、4.4％減の6,960万8,000円、介護納付金が前年度比335万6,000円、13.0％減の2,249万3,000円、共同事業拠出金が前年度比575万5,000円、3.7％減の１億4,916万6,000円となりました。

　　なお、保険給付費などの減少により、剰余金が確保できましたので、今後の財源調整に備えて国保財政調整基金へ2,001万1,000円を積み増したことから、年度末における同基金残高は8,293万8,000円となりました。

　　後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、予算額7,462万6,000円に対し、歳入決算額は7,417万4,854円、歳出決算額は7,416万2,554円であります。実質収支額は１万2,300円の黒字となり平成30年度へ繰り越ししました。

　　歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が4,925万5,000円、一般会計繰入金が2,459万5,000円となりました。

　　歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で7,343万1,000円となりました。

　　介護保険特別会計歳入歳出決算は、保健事業勘定が予算額７億6,374万4,000円に対し、歳入決算額は７億6,661万1,562円、歳出決算額は７億5,162万3,725円であります。実質収支額は1,498万7,837円となり平成30年度へ繰り越しました。

　　歳入の主なものは、介護保険料が前年度比89万6,000円、0.7％減の１億2,969万7,000円、国庫支出金が前年度比747万5,000円、3.7％増の２億403万9,000円、支払基金交付金が前年度比1,238万8,000円、6.3％減の１億9,778万2,000円、県支出金が前年度比631万9,000円、5.9％増の１億1,258万2,000円となりました。また、一般会計からの繰入金は前年度比394万8,000円、4.0％増の１億242万7,000円でありました。

　　歳出の主なものは、保険給付費が前年度比3,000万6,000円、4.6％増の６億8,259万5,000円、地域支援事業費が前年度比1,735万6,000円、69.7％増の4,226万4,000円となりました。

　　なお、介護給付費準備基金は利子9,000円を積み増しし、年度末における同基金残高は5,227万2,000円となりました。

　　次に、介護サービス事業勘定は、予算額415万7,000円に対し、歳入決算額は401万7,847円、歳出決算額は401万7,607円であります。実質収支額は240円となり、平成30年度へ繰り越しました。

　　なお、一般会計からの繰入金、261万7,000円となりました。

　　歯科診療所特別会計歳入歳出決算は、予算額6,157万円に対し、歳入歳出決算額とも6,012万9,827円で、収支差引額ゼロであります。

　　収支の主なものでありますが、歳入が診療収入3,807万6,000円、一般会計繰入金1,979万8,000円、歳出は診療所費が6,012万9,000円となっております。

　　中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算は、予算額1,302万2,000円に対し、歳入歳出決算とも1,301万5,996円で収支差引額ゼロであります。

　　収支の主なものは、歳入が共済掛金収入140万7,000円、基金繰入金1,139万2,000円で、歳出は退職一時金1,139万2,000円、基金積立金161万3,000円であります。

　　29年度末における中退共の基金残高は、4,259万6,000円となります。

　　菅原ヤヱ奨学資金特別会計歳入歳出決算は、予算額177万4,000円に対し、歳入歳出決算とも177万1,330円で、収支差引額ゼロであります。

　　文化基金特別会計歳入歳出決算は、予算額100万1,000円に対し、歳入歳出決算とも95万7,100円で、収支差引額ゼロであります。

　　美術品の購入代金に充てるため、95万7,000円を文化基金から繰り入れましたので、平成29年度末における基金残高は123万1,000円となりました。

　　下水道事業特別会計歳入歳出決算は、平成28年度繰越明許費を含み、予算額２億9,571万5,000円に対し、歳入決算額は２億7,716万7,109円、歳出決算額、２億7,551万7,109円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は165万円の黒字となります。この165万円全額が平成30年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額はゼロとなります。

　　収支の主なものは、歳入が受益者負担金677万7,000円、下水道使用料4,259万8,000円、国庫補助金4,125万9,000円、一般会計繰入金１億980万2,000円、町債7,460万円となりました。

　　歳出は、下水道建設費が前年度比3,905万1,000円、26.7％減の１億745万6,000円、公債費が１億2,790万3,000円となりました。

　　平成29年度は細越地区と上川原地区の下水道工事を行いました。

　　小坂財産区特別会計歳入歳出決算は、予算額333万7,000円に対し、歳入決算額333万2,231円、歳出決算額が265万7,817円であります。実質収支額67万4,414円の黒字で、平成30年度へ繰り越しいたしました。

　　収支の主なものは、歳入が財産収入175万1,000円、繰越金94万1,000円、基金繰入金56万円、歳出は業務委託料が235万5,000円となりました。

　　平成29年度末における基金残高は、小坂財産区財政調整基金が1,533万8,000円、財産管理運営基金が4,573万9,000円となっております。

　　最後に、公営企業会計であります水道事業会計決算についてご説明いたします。

　　収益的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が２億6,095万9,822円で、支出総額が２億3,846万355円となりました。この結果、消費税を除いて算出する損益計算書による当年度純利益は1,068万3,284円となり、前年度繰越利益剰余金が2,735万196円ありましたので、当年度未処分利益剰余金は3,803万3,480円となりました。

　　次に、資本的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が１億7,081万1,800円で、支出総額３億193万8,099円となりました。

　　なお、資本的収入において不足する額１億3,112万6,299円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補塡いたしました。

　　以上が、平成29年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の概要でございます。

　　熊谷代表監査委員と小笠原監査委員からは、去る７月24日から７月27日までの日程で決算審査を行っていただき、８月３日に平成29年度小坂町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を受領いたしました。

　　監査委員からご指摘をいただきました事項につきましては、厳正に対処してまいりたいと考えております。

　　また、議会の審議に当たりましては、決算書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書を提出させていただいておりますので、各般にわたってご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件につきましては、質疑を省略し、直ちに10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件につきましては、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

　　お諮りいたします。

　　ただいま設置されました決算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第５条第１項の規定により、１番、鹿兒島巖君、２番船水隆一君、３番、本田佳子君、４番、亀田利美君、５番、栗山忠三君、６番、宮信君、７番、小笠原正見君、８番、成田直人君、９番、椿谷竹治君、１１番、熊谷聴君、以上10人を委員に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

　　休憩いたします。

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時０６分

○議長（目時重雄君）　再開いたします。

　　休憩中にお諮りいたしましたように、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には産業教育常任委員長の亀田利美君、副委員長には総務福祉常任委員長の椿谷竹治君とすることに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎報告第５号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君）　日程第５、報告第５号　平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

　　職員に報告書を朗読させますが、諸表及び別紙意見書の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　報告第５号　平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について報告を申し上げます。

　　平成19年６月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、町長は、毎年度健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付けて議会に報告し、公表することが義務づけられました。法律第３条第１項及び第22条第１項の規定によりご報告申し上げます。

　　この判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業に係る資金不足比率の５項目が規定されており、地方公共団体における財政の運営状況について統一的な指標で明らかにし、財政の健全化が必要な場合に迅速な対応をとるために設定されたものでございます。

　　７月27日に実施されました決算審査において、資料をもとに審査をいただいており、結果につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

　　実質赤字額及び連結実質赤字額はありません。

　　実質公債費比率は14.0％、将来負担比率は122.1％となりました。

　　実質公債費比率は平成28年度の13.3％と比較して0.7ポイント悪化し、将来負担比率は123.7％から1.6ポイント改善しております。

　　実質公債費比率は、借金の返済に係る元利償還金の財政負担の割合を判断するものであり、地方債の元利償還金のほか、一部事務組合負担金や公営企業会計への繰出金のうち起債の償還に充てたもの、公債費に準ずる債務負担行為が準元利償還金として幅広く算定に含まれております。

　　平成29年度の実質公債費比率は、分子において一般会計の元利償還金が増加し、公営企業会計への繰出金も増加となり、分母においては普通交付税が増となったものの、基準税収入額が減となったことにより分母全体としては減となり、単年度では2.25ポイント悪化し、３カ年平均では0.7ポイントの悪化となっております。

　　将来負担比率は、一般会計等が将来にわたって負担しなければならない額の負担の度合いがどれくらいなのかを示すもので、地方債現在高や債務負担支出予定額、さらには職員に対する退職金支給額や一部事務組合等に対する公債費負担見込額に係る支出の総額の標準財政規模に対する割合となっております。

　　平成29年度の将来負担比率は、分母の基礎となる基準税収入額が減となったものの、分子において公営企業債等への繰入見込額、退職手当負担見込額等が減少したことによって、1.6ポイントの改善となっております。

　　実質公債費比率が対前年度比較では悪化という結果となりましたが、数値そのものに限ってみれば、町の財政は健全な状態にあると判断できるものと考えております。しかしながら、この４種類の比率は、全ての算出の分母に標準財政規模を用いており、標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額や普通交付税の額に左右されることになるほか、さらに当町の場合、分子において公営企業会計への繰出金の増大等、分子を大きくする要因となることから、将来に備えて、引き続き歳出抑制や計画的な基金の積み立てなど、中長期的な視点に立った財政運営が必要であると考えております。

　　最後となりましたが、公営企業である水道事業会計、下水道事業特別会計いずれも資金不足額はありませんでした。

　　議員皆様におかれましては、今後も当町の財政運営にご指導いただきますようお願い申し上げまして、まことに簡単でありますが報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　以上で、報告第５号は終了いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第６６号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第６、議案第66号　平成30年度小坂町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第66号　平成30年度小坂町一般会計補正予算（第３号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　今回の一般会計補正予算では、町道等の除排雪経費や７月１日からの機構改革に対応した職員の人事異動に伴う人件費等の調整額を補正しております。

　　その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ１億3,895万5,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を42億8,018万8,000円にするものであります。

　　補正財源は、事業に関連する国・県支出金等の特定財源を充当したほか、一般財源として前年度繰越金と地方交付税等を措置いたしております。

　　第２条の地方債補正においては、臨時財政対策債の限度額をその決定額に合わせて増額し、限度額総額をこれまでの既決額から485万6,000円を増額して４億6,075万6,000円に変更しております。

　　詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　それでは、私のほうから一般会計補正予算の内容につきまして説明をいたします。

　　８ページ以降の歳出の事項別明細書において、歳出に対応する歳入につきましても説明いたしますので、まずは８ページをお開き願います。

　　２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費です。19節の秋田県町村会に対する負担金25万円は、秋田県町村会による町村長行政視察先の変更に伴うものです。

　　４目財産管理費です。11節の光熱水費24万円は、旧十和田小・中学校の電気料の不足分です。13節の業務委託料は、十和田出張所と旧十和田小・中学校などの除排雪作業分116万1,000円です。18節の庁用器具費11万6,000円は、エンジンチェーンソー１台の更新にかかるものです。

　　５目企画費です。13節では、移住体験住宅２棟分の除排雪業務委託料21万9,000円と、旧七滝小学校サテライトオフィス誘致支援業務委託料476万3,000円を計上いたしました。現在、改修中の旧七滝小学校２階に予定しています貸事務所に、県外からの企業等を誘致するために、職員の研修、現地調査、誘致ビジョン策定、ＰＲ冊子作成、マッチングイベントの運営等を委託するものです。

　　19節の十和田湖地区テレビ共同受信施設接続補助金10万円は、当初予算において平成28年度に実施した、超高速ブロードバンド基盤整備に伴う共同アンテナ線の引き込み及び旧ケーブル撤去等にかかる事業費に対して、１軒当たり１万円の負担金を差し引いた残りを補助することとしていましたが、加入世帯数が70軒から60軒に減ったことから、その分を追加補助するものです。

　　財源内訳の国・県支出金欄の103万3,000円は、町営バスの野口線に対する県からの補助金が平成30年度から国からの補助金に変更となったことから新たに計上しております。

　　６目電子計算費です。13節の業務委託料105万4,000円及び14節の機械器具借料43万円は、今年９月から現在使用している財務会計システムを共同化する予定でありましたが、共同化しているシステムを新たに調達することになったことから、当面は現行のシステムを使用する必要があり、現行システムのサーバー機器更新などにかかる費用を補正するものです。

　　19節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、財務会計と人事給与システムを当面共同化しないことにより71万2,000円減額となったほか、平成31年度に後期高齢者保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修分として、新たに45万1,000円を負担することによるものです。

　　財源内訳の国・県支出金欄の45万円は、後期高齢者保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修にかかる10分の10の国庫補助金です。

　　９目町史編さん費です。９節の職員普通旅費16万6,000円は、町史編さんにかかる資料収集を行うために、福岡県久留米市に出張する職員２人分の旅費です。

　　３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費です。７月の機構改革による人事異動等に伴う人件費の調整により減額となりました。この目において人件費が大幅に減となっている主な要因は、この目に措置していた職員のうち、機構改革により新町民課に２人と教育委員会に１人が異動になったことによります。人件費の調整につきましては、以下の款においても同様の調整をしております。

　　なお、今回の一般会計の補正では、全体で人件費が総額25万8,000円の増となっております。

　　19節のあんしん除雪支援事業補助金は、生活弱者世帯の間口除雪を行う自治会を対象として交付するもので、１世帯当たり１万円の50件分を見込み、50万円を計上しました。

　　３目老人憩の家管理費です。11節の修繕料50万円は、各種修繕により、今後、修繕料に不足が生ずる見込みであることから追加しました。18節では、ＦＦ暖房機１台の故障により更新経費として37万4,000円措置しました。

　　５目障害者福祉費です。23節の国庫補助金返還金は、前年度の障害者自立支援分と障害児入所給付分等に係る国庫負担金について、その精算により合わせて273万円の返還が生ずることから予算化したものです。

　　７目介護保険費です。介護保険特別会計サービス事業勘定において、平成29年度決算で繰越金が240円発生したことから、その分を予算化するための調整として一般会計からの繰出金を1,000円減額するものです。

　　２項児童福祉費、２目児童運営費です。19節の保育補助者雇上強化事業補助金123万円は、小坂マリア園において、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な費用に対して補助するものです。

　　財源内訳の国・県支出金欄の329万3,000円は、保育補助者雇上強化事業に対する国・県からの補助金が８分の７交付され107万6,000円計上したほか、前年度の保育委託費分の精算として措置された国・県負担金221万7,000円を計上しています。

　　３目児童福祉施設費です。11節の修繕料43万5,000円は、６月補正でも措置していましたが、七滝保育所の照明機器不具合箇所がふえたことから、ＬＥＤ照明機器に交換する追加経費として43万5,000円を計上しました。

　　４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費です。人事異動に伴う人件費の調整で、1,324万円の増額補正です。

　　６目健康増進事業費です。13節の健診委託料の10万1,000円は、平成30年度から後期高齢者の健診基本項目に加え、医師の指示により詳細項目として、心電図、クレアチニン、貧血、両眼眼底検査を実施することになったことから、不足分を措置しました。

　　財源内訳の国・県支出金欄の30万円は、健康意識の高い人材育成を推進するために県から新たに交付されるものです。

　　10ページ、11ページをお開きください。

　　３項１目診療所費です。歯科診療所特別会計予算の今回の補正による収支調整に係る繰出金を96万8,000円追加したものです。

　　６款農林水産業費、１項農業費、２目農業総務費です。職員の扶養の異動等に伴う人件費の調整により８万4,000円増額しています。

　　３目農業振興費です。19節の補助金10万円の増は、水田利活用向上事業、戦略作物種子購入、飼料用米作付支援事業について、それぞれの実績見込みによるものです。

　　２項林業費、１目林業振興費です。19節の猟友会補助金５万7,000円は、熊対策に有効とされている轟音玉の購入と、その使用に関する講習会の受講経費を補助するものです。

　　７款商工費、１項商工費、２目商工振興費です。８月28日に新たに設立された能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会に対する負担金１万円を計上しています。

　　３項観光費です。18節の庁用器具費は、七滝観光物産直売所、滝の茶屋孫左衛門で使用している業務用冷蔵庫が、老朽化による故障がたびたび発生することから、更新経費として52万2,000円を措置しました。

　　４項康楽館費です。11節の修繕料46万3,000円は、若葉町地区にある役者住宅のブロック塀について点検の結果、歩道側の高さを下げ、ひび割れを補修する必要があることから計上いたしました。

　　なお、公共施設のブロック塀等については、各課等において調査、点検した結果、若葉町地区の役者住宅以外は特に問題ないことを確認しております。

　　25節の康楽館運営基金積立金５万5,000円は、町外の民間団体より寄附の申し入れがあったことから積み立てるものです。この寄附金については、財源内訳のその他欄に５万4,000円計上しています。

　　８目小坂鉄道レールパーク費です。あけぼのの車両の窓破損に伴う保険金79万3,000円が措置されることによる財源振替です。

　　９目地域連携ＤＭＯ推進費です。小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村が地方創生推進交付金を活用して連携を図っている、地域連携ＤＭＯ形成事業について、国から追加配分があったことから、秋田犬ツーリズムへの負担金478万9,000円を増額するものです。

　　平成30年度当初は、外国人観光客の誘致や交流人口の増加を図るためにマーケティング、情報発信、国内外プロモーションなどを予定していましたが、追加配分により、この事業の拡充と地域ならではの商品とサービスの開発、販売に係る取り組みも強化することになりました。

　　財源内訳の国・県支出金欄は、この事業の追加分２分の１の国庫補助金293万4,000円を措置しています。

　　８款土木費、２項道路橋りょう費、１目道路橋りょう維持費です。15節の施設改修工事費233万3,000円は、五十刈地区の生活排水路改修にかかるものです。この目のその他の補正は、町道除雪にかかる経費１億1,339万8,000円を計上しました。

　　主な除雪体制については昨年と同様、小坂まちづくり株式会社に委託する体制として予算措置いたしました。昨年度の９月補正と比較して、101万円の増となっております。これは、排雪用に使用する４ｔダンプを昨年より１台ふやして対応することとし、その経費の増が主な要因です。このほか、業者等への路線委託、凍結防止剤散布作業、自治会の要望に応じた除雪デーへの対応等の経費もここで措置しています。

　　10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費です。人事異動に伴う人件費の調整で、573万3,000円の増額補正です。

　　２項小学校費、１目学校管理費です。13節の業務委託料54万円は、給食棟及び玄関の雪おろし作業にかかるものです。

　　２目教育振興費です。19節の各種大会派遣費29万2,000円は、今後開催される吹奏楽アンサンブル大会への出場の対応分などとして措置しています。

　　12ページをお開きください。

　　４項社会教育費、３目芸術文化振興費です。13節の業務委託料28万6,000円は、中小路館の雪おろし作業にかかるものです。

　　４目社会教育施設管理費です。13節の業務委託料19万5,000円は、川上公民館の渡り廊下の雪おろし作業にかかる経費分です。設計委託料は、平成31年度に予定している川上公民館の改築に向けての基本設計料として183万6,000円を計上しています。

　　財源内訳のその他欄の23万5,000円は、セパーム駐車場の一時停止標識の破損弁償金として措置しました。

　　６目図書館費です。13節の業務委託料11万6,000円は、図書館の玄関屋根等の雪おろしにかかる経費です。

　　18節の庁用器具費18万円は、事務室のＦＦ式暖房機が故障し、更新が必要となったことから計上しています。

　　５項保健体育費、２目体育施設費です。12節の修繕料は各種修繕により今後の修繕料に不足が生ずる見込であることから45万円追加しました。

　　次に、６ページ、７ページをお開きください。

　　これまで説明しました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源については、９款地方交付税で、普通交付税7,169万8,000円と18款繰越金5,384万9,000円を措置して収支の調整を図っております。

　　普通交付税は町長の町政報告にあった15億8,407万1,000円の決定額のうち、15億7,169万8,000円を措置したことから、今回の補正後における留保財源は1,237万3,000円となります。

　　また、繰越金につきましては、今回の補正で全額予算化しています。

　　20款１項町債の７目臨時財政対策債は、その決定額に合わせて485万6,000円を増額しています。

　　次に、４ページをお開きください。

　　地方債補正におきまして、臨時財政対策債を今回の補正に合わせて上限額を設定しました。この結果総額を485万6,000円を増額し、その上限額を４億6,075万6,000円とするものです。

　　以上、詳細説明を終わります。

○議長（目時重雄君）　議案第66号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第６７号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第７、議案第67号　平成30年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第67号　平成30年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は既決予算額に歳入歳出それぞれ3,828万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を６億5,324万8,000円にするものでございます。

　　歳出補正の主な内容は、元号改正等に伴う国保制度関係システム改修委託料として27万円を追加し、保険給付費のうち増額が見込まれる一般被保険者等療養給付費に1,000万円、一般被保険者高額療養費に281万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

　　また、前年度繰越金のうち2,500万円を国保財政調整基金へ積み立てることにしております。これにより、基金の年度末残高は１億794万2,000円となる見込みでございます。

　　歳入につきましては、療養給付費交付金の過年度追加交付額が確定したことから14万1,000円を追加し、保険者努力支援制度交付金額の確定により62万円を減額し、国保制度関係システム改修委託にかかる特別調整交付金として27万円、前年度繰越金として3,849万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　議案第67号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第６８号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第８、議案第68号　平成30年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第68号　平成30年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出それぞれ1,765万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を７億8,723万8,000円にするものでございます。

　　歳出補正の内容は、１款２項１目賦課徴収費において、過年度の過誤納保険料の還付の不足分として７万円を、２款１項１目介護サービス等諸費において、新規要介護認定者が増加していることに伴い、介護給付費の不足が見込まれることから436万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

　　また、６款１項２目償還金については、平成29年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績額の確定に伴い、国及び県への負担金の返還として1,321万4,000円を追加するものでございます。

　　歳入につきましては、平成29年度の介護給付費の実績額確定に伴い、支払基金からの精算交付として266万7,000円を追加するほか、前年度の繰越金として1,498万6,000円を追加するものです。

　　また、サービス事業勘定について、平成29年度決算において実質収支額が発生したことから、歳入において前年度繰越金を1,000円追加し、調整として一般会計繰入金を1,000円減額することから、総額の増減はございません。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　議案第68号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第６９号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第９、議案第69号　平成30年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第69号　平成30年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第１号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は、既決予算額に歳入歳出それぞれ96万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,415万3,000円にするものでございます。

　　このたび、町立歯科診療所の医師による在宅での診療を実施したいと考えていることから、歳出補正の１款１項２目医療費において、在宅診療用の機器購入のための予算96万8,000円を追加しております。

　　歳入では、その歳出増に伴い、３款一般会計繰入金96万8,000円を追加し、調整しております。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　議案第69号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

　　本日はこれをもって散会いたします。

　　なお、次の本会議は９月７日午前10時より再開し、一般質問を行います。

　　お疲れさまです。

散会　午前１１時４５分